

崇 城 大 学 学 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法に基づき、学術の中心として広く知識を授けると共に、深く学理を研究し、応用能力を養い、品性を高め、責任を重んじ中庸にして心身共に健全な人材の育成をめざし、もって文化の進展に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的とする。

(自己評価等)

第 1 条の 2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

2 前項の点検および評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則した項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(名 称)

第 2 条 本学の名称は崇城大学とする。

第 2 章 構 成

(学部・学科および大学院)

第 3 条 本学に工学部、芸術学部、情報学部、生物生命学部、薬学部および大学院を置く。

2 本学は、学部ごとに人材の養成に関する目的および教育研究上の目的を次の通り定める。

(1) 工学部の目的は次のとおりとする。基盤工学と汎用科学技術により、高い倫理観に基づく豊かな人間性と本物の工学的素養をバランスよく身につけて、多様化した現代社会の高度な要請に工学視点から対応できる実践的問題解決型の人材を

養成する。特に、国際的かつ地域社会に貢献できる優れた工学人材を養成する。

- (2) 芸術学部の目的は次のとおりとする。高い倫理観を有し、現代社会における芸術の役割を認識し、広範な活動領域で持続的な創作活動を行うことのできる人材、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことができる人材、文化創造へ積極的貢献を行うための創造性、独創性豊かな優れた人材を養成する。
- (3) 情報学部の目的は次のとおりとする。21世紀に益々増大すると予測される新しいIT産業技術を支える新しいタイプの人材を養成する。高い倫理観と優れたコミュニケーション能力を持ち、工業社会からIT社会への転換に対応できる、地方にあっては、デジタルデバイスにも対処できる、しなやかな知識を有する人材を養成する。
- (4) 生物生命学部の目的は次のとおりとする。社会を支える科学技術の分野において、バイオテクノロジー、ライフサイエンスの役割は大きい。生物科学・生命科学の総合的な教育研究を通して、バイオテクノロジー・ライフサイエンスの基礎知識およびそれをニーズに合わせて応用する能力を持ち、高い倫理観を備えた人材を養成する。
- (5) 薬学部の目的は次のとおりとする。薬学の基礎学力と倫理観をしっかり身につけて、問題解決能力や国際化・情報化への対応能力を育み、医療、保健、創薬など、いずれの方向に進んでも患者志向の薬の専門家として貢献できる高い資質と人間性豊かな薬剤師を養成する。特に医療現場で活躍できる実践能力の高い薬剤師を養成する。

3 工学部の学科および定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
機械工学科	70名	280名
ナノサイエンス学科	50名	200名
建築学科	70名	280名
宇宙航空システム工学科	80名	320名

4 芸術学部の学科および定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
美術学科	30名	120名
デザイン学科	40名	160名

- 5 情報学部の学科および定員は次のとおりとする。
- | 学 科 | 入学定員 | 収容定員 |
|---------|------|------|
| 情 報 学 科 | 130名 | 520名 |
- 6 生物生命学部の学科および定員は次のとおりとする。
- | 学 科 | 入学定員 | 収容定員 |
|----------|------|------|
| 応用微生物工学科 | 80名 | 320名 |
| 応用生命科学科 | 70名 | 280名 |
- 7 薬学部の学科および定員は次のとおりとする。
- | 学 科 | 入学定員 | 収容定員 |
|-------|------|------|
| 薬 学 科 | 120名 | 720名 |
- 8 大学院に関する規則は別に定める。

(総合教育センター)

第 3 条の 2 本学の全学教育に関する企画・推進および学生支援を行うため、総合教育センターを置く。

2 総合教育センターに関する規程は、別に定める。

(修業年限)

第 4 条 本学の修業年限は 4 年とする。ただし、薬学部においては 6 年とする。

2 在学期間は修業年限の 2 倍の年数を越えることはできない。

第 3 章 学年・学期および休業日

(学 年)

第 5 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 6 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 7 条 本学の休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月4日まで

(4) 夏季休業 8月1日から9月20日まで

(5) 冬季休業 12月24日から翌年1月9日まで

(6) その他学長が必要と認め、告示した日

2 学長は必要に応じて休業日を変更することができる。

第 4 章 運 営

(運営主体)

第 8 条 本学は学校法人の組織により運営する。

(学長の権限)

第 9 条 学長は教職員を統督して学校運営に必要なすべての事項を総理し、大学を代表する。

(職員組織)

第 10 条 本学に次の職員を置く。

学 長

副 学 長

学 部 長

教 授

准 教 授

講 師

助 教

助 手

教 務 職 員

事 務 職 員

技 術 職 員

そ の 他 の 職 員

2 前項のほか、学長特別補佐をおくことができる。

(教授会)

第 11 条 本学は各学部に教授会を置く。

- 2 教授会は学部長および教授をもって組織する。
- 3 学部長が必要と認めたときは、その他の教員、事務職員を教授会に出席させることができる。
- 4 教授会に関する規則は、それぞれ別に定める。

(運営委員会)

- 第 1 1 条の 2 本学は総合教育センターに運営委員会を置く。
- 2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(協議会)

- 第 1 2 条 本学に協議会を置く。
- 2 協議会に関する規程は、別に定める。

第 5 章 教育課程・卒業の要件・教員免許等

(教育課程)

- 第 1 3 条 第 1 条の目的を達成するために、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
- 2 授業科目および単位数は、別表 I のとおりとする。

- 第 1 4 条 授業科目は必修および選択の 2 種とし、各年次に適切に配当して履修させる。

(卒業の要件)

- 第 1 5 条 学生は本学に、第 4 条に規定する年限以上在学し、工学部、芸術学部、情報学部および生物生命学部は 1 2 4 単位以上、薬学部は 1 9 2 単位以上を修得しなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

- 第 1 5 条の 2 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、学生が当該大学または短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。
- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位については、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

- 3 前二項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与える単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(単 位)

第16条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
(2) 実験、実習および実技の授業については、30～45時間の授業をもって1単位とする。

(一年間の授業時間)

第17条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修登録)

第18条 各授業科目の担当者、授業時間割等は毎学年の始めにこれを公示する。学生はこれによって予め定められた期日までに、その履修すべき授業科目を選定し、学長に届け出なければならない。

(教員免許)

第19条 教育職員免許状を受けようとする者は、教育職員免許法および同法施行規則に定めるところに従い、それぞれ所定の授業

科目および単位を修得しなければならない。

履修に関する規定は別に定める。

2 本学においては、次の免許状を取得することができる。

工学部・機械工学科

高等学校 教諭一種免許状(工業)

工学部・ナノサイエンス学科

中学校 教諭一種免許状(理科)

高等学校 教諭一種免許状(理科)

工学部・建築学科

高等学校 教諭一種免許状(工業)

工学部・宇宙航空システム工学科

高等学校 教諭一種免許状(工業)

芸術学部・美術学科

中学校 教諭一種免許状(美術)

高等学校 教諭一種免許状(美術)

芸術学部・デザイン学科

中学校 教諭一種免許状(美術)

高等学校 教諭一種免許状(美術)

情報学部・情報学科

高等学校 教諭一種免許状(工業)

高等学校 教諭一種免許状(情報)

生物生命学部・応用微生物工学科

中学校 教諭一種免許状(理科)

高等学校 教諭一種免許状(理科)

生物生命学部・応用生命科学科

中学校 教諭一種免許状(理科)

高等学校 教諭一種免許状(理科)

第 6 章 入学、再入学、編入学、転入学、転学科、転学、休学、退学、留学等

(入学時期)

第 20 条 入学の時期は学年始めとする。

2 特別の必要があり、教育上支障がないときは、入学の時期

を学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第21条 本学に入学することができる者は、次のとおりである。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者選抜)

第22条 学生の入学は前条に規定した資格のある者について選抜試験を行い、合格した者に対してこれを許可する。

(入学許可者の提出書類)

第23条 入学を許可された者は、本学の指示するところに従い、必要な書類を提出し、身元保証人を選定して届出なければならない。

- 2 所定の期日までに前項の書類を提出しない者については、入学許可を取り消すことがある。
- 3 在学中提出事項に変更があったときは、遅滞なく所定の手続により届け出なければならない。

(再入学、編入学、転入学、転学部および転学科)

第24条 次の各号の一に該当する者は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学、転学部および転学科を許可することがある。

- (1) 願いにより退学した者で再入学を願い出た者
- (2) 大学、短期大学、高等専門学校または専修学校の専門課程を卒業した者で編入学を願い出た者
- (3) 他の大学の学生で転入学を願い出た者
- (4) 本大学の学生で転学部を願い出た者
- (5) 本大学の学生で転学科を願い出た者
- (6) 学則第47条2号により除籍された者で再入学の要件を満たし願い出た者

前各号の選考は教授会で行う。

編入学、転入学は原則として第3年次とし、転学部、転学科は原則として第2年次とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したのものとして認定することができる。

2 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った第15条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15条の2および第15条の3により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。なお、修業年限の短縮は行わない。

4 この規定に定める認定に関し必要な事項は別に定める。

(休学)

第26条 病気その他止むを得ない事由により、引続き3か月以上出席することができないときはその事由を証する書類を添え、保証人連署をもって、学長に願い出、その許可を得て休学することができる。

2 休学許可期間は、休学許可年度の3月末日までとし、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは更に1か年以内延長することができる。

- 3 休学期間は修業年数および在学期間に算入しない。
- 4 休学の期間は通算して4年を超えることができない。

第27条 休学中の者が、その事由が止み復学しようとするときは、前条に準じて願出、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第28条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その事由を証する書類を添え、保証人連署をもって、学長に願出、その許可を受けなければならない。

(転学)

第29条 他の大学に入学または転学しようとする者は、予めその事由を具申して学長に願出、許可を受けなければならない。

第7章 成績および卒業

(留学)

第30条 外国の大学留学をしようとする者は、予め書面をもって学長に願出、その許可を受けなければならない。

- 2 留学に関する規程は別に定める。

(成績評定)

第31条 各授業科目の成績は每学期末その担当者が評定する。
2 評定は出席状態、平常の学習状況、試験または論文提出によって行う。

(卒業成績の評定)

第32条 成績の評定は秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。
2 合格した授業科目については所定の単位を与える。

(卒業証書・学位記、学位の授与)

第 3 3 条 所定の単位を修得した者には、卒業証書・学位記を授与し、次の学位を授与する。

工 学 部	学士（工学）
芸 術 学 部	学士（芸術）
情 報 学 部	学士（工学）
生物生命学部	学士（工学）
薬 学 部	学士（薬学）

第 8 章 特別学生

（科目等履修生）

第 3 4 条 本学の学生以外の者で、本学所定の一又は複数の授業科目の履修を出願する者があるときは、教授会で選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

- 2 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。
- 3 科目等履修生を出願できる者は、第 2 1 条の規定による入学資格を有する者とする。
- 4 科目等履修生は履修した授業科目につき、成績評定を受け、これに合格した者には、所定の単位を与える。
- 5 科目等履修生の納付金は別に定める。
- 6 科目等履修生の在学期間は原則として 1 年とする。

（研究生）

第 3 5 条 本学を卒業した者またはこれと同等以上の資格を有する者で、特に本学において研究を希望する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可する。

- 2 研究生は指導教授を選び、一定の時期に研究の成果を報告しなければならない。
- 3 研究生は納付金を納付しなければならない。ただし、優秀な研究生は納付金を免除し、更に研究費を給することがある。
- 4 研究成果の報告を怠り、その成果があがらない場合は除籍することがある。
- 5 研究生の在学期間は原則として 1 年とする。

（委託生）

第 35 条の 2 官庁公共団体またはこれに準ずるものからの委託により、本学に於て研究を行う者があるときは、教授会の議を経て、委託生として入学を許可する。

2 委託生の授業料その他は、委託者から徴収する。

(外国人留学生)

第 36 条 外国人で本学を志望する者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

(本学則の適用)

第 37 条 特別の規定がない限り本学則の規定は、委託生、科目等履修生、研究生および外国人留学生に準用する。

第 9 章 入学検定料、入学金、授業料、その他納付金

(入学検定料、入学金、授業料、その他納付金)

第 38 条 入学検定料、入学金、授業料、その他の納付金に関する事項は崇城大学学納金その他納入金等に関する規程で定める。

2 入学検定料の金額および納入期限は別表Ⅱのとおりとする。

3 入学金、授業料、実験実習費、航空機維持管理費、飛行実習費の金額および納入期限は別表Ⅲのとおりとする。

4 研究生、科目等履修生、委託生の入学金、授業料の金額および納入期限は別表Ⅳのとおりとする。

5 入学を許可された者は、諸納付金を所定の期日までに納付しなければならない。

6 所定の期日までに納付しない者は、入学許可を取り消す。

第 39 条 既納の入学検定料、入学金、授業料、その他納付金は、いかなる理由があっても返還しない。

第 40 条 退学、転学、または除籍の場合における学納金は、その納期に属する分を徴収する。

第 41 条 停学中の学生は、その期間中といえども学納金を納付しな

ければならない。

第42条 休学期間中の学納金は別途定める。

(学費の免除および貸与)

第43条 学力、人格ともに優秀な学生には、教授会の議を経て、その学納金の一部または全部を免除しあるいは貸与することがある。

2 学納金の免除・貸与については別に定める。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第44条 本学建学の方針に則して、成績優秀な者は教授会の議を経て、表彰する。

(懲 戒)

第45条 次の各号の一に該当する者に対しては教授会の議を経て懲戒を行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(懲戒の種類)

第46条 懲戒は、戒告、譴責、停学および退学とする。

2 懲戒処分は、教授会の議を経て行う。

第11章 除 籍

(除 籍)

第47条 学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て、除籍を行うことができる。

- (1) 病気その他の理由で修学の見込みがないと認めた者

- (2) 学納金の納付を怠り、督促を受けた後、2週間を経過してもなお納付しない者
- (3) 第4条に規定する期間を超えた者

第12章 公開講座

- 第48条 本学は公開講座を行うことがある。
 - 2 この細目は、別に定める。

第13章 附属施設

(図書館)

- 第49条 本学の教育目的達成のため、図書館を設ける。
 - 2 図書館規則は、別に定める。

(研究所)

- 第50条 本学に、エネルギーエレクトロニクス研究所、応用微生物研究所、DDS研究所およびSILCを付設する。
 - 2 研究所に関する規程は、別に定める。

(学生寮)

- 第51条 本学に、学生寮を置く。
 - 2 学生寮に関する詳細は、別に定める。

(薬用植物園)

- 第52条 本学に、薬用植物園を付設する。
 - 2 薬用植物園に関する規程は、別に定める。

第14章 留学生別科

(留学生別科)

- 第53条 本大学に留学生別科を置く。

- 2 留学生別科に日本語専攻を置き、定員を80名とする。
- 3 留学生別科については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和42年4月1日から施行する。
この改正は、昭和44年4月1日から施行する。
この改正は、昭和47年4月1日から施行する。
この改正は、昭和48年4月1日から施行する。
この改正は、昭和49年4月1日から施行する。
この改正は、昭和51年4月1日から施行する。
この改正は、昭和55年4月1日から施行する。
この改正は、昭和57年4月1日から施行する。
この改正は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
ただし、第3条の規定にかかわらず、昭和61年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員
電 子 工 学 科	100名
電 気 工 学 科	100名
機 械 工 学 科	100名
応 用 化 学 科	70名
土 木 工 学 科	100名
建 築 学 科	100名
構 造 工 学 科	50名
応用微生物工学科	80名
計	700名

- 3 この改正は、昭和62年10月1日から施行する。
- 4 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
ただし、第3条の規定にかかわらず、昭和63年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員
-----	---------

電子工学科	100名
電気工学科	100名
機械工学科	100名
応用化学科	70名
土木工学科	100名
建築学科	100名
構造工学科	80名
応用微生物工学科	100名
計	750名

5 この改正は、平成元年4月1日から施行する。

6 この改正は、平成2年4月1日から施行する。

7 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員
電子工学科	130名
電気工学科	130名
機械工学科	130名
応用化学科	120名
土木工学科	130名
建築学科	130名
構造工学科	130名
応用微生物工学科	120名
計	1020名

8 この改正は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、第32条については、平成4年3月1日から施行する。

9 この改正は、平成5年4月1日から施行する。

10 この改正は、平成6年4月1日から施行する。

11 この改正は、平成6年7月1日から施行する。

- 12 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
 ただし、第3条2項の規定にかかわらず、平成7年度から平成
 11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員
電 子 工 学 科 昼間主コース	130名
電 気 工 学 科 昼間主コース	130名
機 械 工 学 科 昼間主コース	130名
応 用 化 学 科 昼間主コース	120名
土 木 工 学 科 昼間主コース	130名
建 築 学 科 昼間主コース	130名
構 造 工 学 科 昼間主コース	130名
応用微生物工学科 昼間主コース	120名
計	1020名

- 13 この改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 14 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 15 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 16 この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 17 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
 ただし、第3条2項の規定にかかわらず、平成12年度から平成
 16年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員				
	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
電子情報ネットワーク学科 昼間主コース	120名	110名	110名	110名	110名
応用電気情報工学科 昼間主コース	98名	96名	90名	80名	80名
機 械 工 学 科 昼間主コース	110名	105名	95名	85名	80名
応 用 化 学 科 昼間主コース	80名	80名	80名	75名	70名
環 境 建 設 工 学 科 昼間主コース	110名	100名	90名	85名	80名
建 築 学 科 昼間主コース	120名	115名	105名	97名	80名

宇宙航空システム工学科 昼間主コース	90名	90名	84名	80名	80名
応用微生物工学科 昼間主コース	90名	80名	80名	80名	70名
応用生命工学科 昼間主コース	70名	70名	70名	70名	70名
計	888名	846名	804名	762名	720名

(崇城大学工学部土木工学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部土木工学科は、改正後の学則第3条第2号の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

18 この改正は、平成13年4月1日から施行する。

(崇城大学工学部電子工学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部電子工学科は、改正後の学則第3条第2号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(崇城大学工学部電気工学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部電気工学科は、改正後の学則第3条第2号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(崇城大学工学部構造工学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部構造工学科は、改正後の学則第3条第2号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

19 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

20 この改正は、平成15年4月1日から施行する。

21 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

22 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(崇城大学工学部電子情報ネットワーク工学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部電子情報ネットワーク工学科は、改正後の学則第3条第2号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(崇城大学工学部応用電気情報工学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部応用電気情報工学科は、改正後の学則第3条第2

号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(崇城大学工学部応用微生物工学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部応用微生物工学科は、改正後の学則第3条第2号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(崇城大学工学部応用生命科学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部応用生命科学科は、改正後の学則第3条第2号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

23 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

24 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

(崇城大学工学部応用化学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部応用化学科は、改正後の学則第3条第2号の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(崇城大学工学部環境建設工学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部環境建設工学科は、改正後の学則第3条第2号の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

25 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

26 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

(崇城大学情報学部電子情報ネットワーク学科の存続に関する経過措置)

崇城大学情報学部電子情報ネットワーク学科は、改正後の学則第3条第4項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(崇城大学情報学部ソフトウェアサイエンス学科の存続に関する経過措置)

崇城大学情報学部ソフトウェアサイエンス学科は、改正後の学則第3条第4項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学

科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

（崇城大学情報学部コンピュータシステムテクノロジー学科の存続に関する経過措置）

崇城大学情報学部電子情報コンピュータシステムテクノロジー学科は、改正後の学則第3条第4項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

（崇城大学工学部・情報学部・生物生命学部の各学科の夜間主コースの存続に関する経過措置）

崇城大学工学部・情報学部・生物生命学部の各学科の夜間主コースは、改正後の学則第3条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科夜間主コースに在学する者が当該学科夜間主コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

（長期履修学生に係る制度（長期履修学生制度）に関する経過措置）

長期履修学生制度は、改正後の学則第3条第2項、第3項及び第5項、第4条第3項並びに第33条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に長期履修学生として在学する者が当該学生として在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

27 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

28 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第31条については、平成23年度入学生から適用するものとする。

29 この改正は、平成24年1月1日から施行する。

30 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

31 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

（崇城大学工学部エコデザイン学科の存続に関する経過措置）

崇城大学工学部エコデザイン学科は、改正後の学則第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 32 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 33 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 12 条については、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
- 34 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 35 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 36 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 37 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 38 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 39 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 40 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 I
工学部
機械工学科
・ 基礎教育課程

分野	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
初年次 教育	SOJOセミナー	1		
	SOJO基礎 I	2		
	SOJO基礎 II	2		
	情報処理基礎	2		
キャリア 教育	アントレプレナーシップ入門			2
	ベンチャービジネス		2	
	イノベーション入門		2	
	ローカルイノベーション		2	
	キャリアアプレコーオプ		2	
	インターンシップ I			1
	インターンシップ II			1
	キャリアプロジェクト			1
キャリアセミナー			1	
人間と科学・ 外国語教育	科学技術者倫理	2		
	日本語表現		2	
	日本の文学		2	
	人間と心理		2	
	人間と哲学		2	
	人間と歴史		2	
	人間と環境		2	
	現代の社会と法		2	
	現代の社会と政治		2	
	現代の社会と経済		2	
	アートとデザイン		2	
	日本国憲法			2
	英語圏の文化と社会		2	
	中国語圏の文化と社会		2	
	韓国語圏の文化と社会		2	
	ドイツ語圏の文化と社会		2	
	フランス語圏の文化と社会		2	
	中国語		2	
	韓国語		2	
	ドイツ語		2	
フランス語		2		
健康スポーツ教育 I	1			
健康スポーツ教育 II	1			
健康科学概論		2		
健康スポーツ実習		1		
数理 基礎教育	工学・情報系の基礎数理 I	3		
	工学・情報系の基礎数理 II			3
	確率・統計			2
	工学・情報系の数理 I	2		
	工学・情報系の数理 II			2
	微分方程式			2
	基礎物理学	2		
	物理学	2		
	物理学実験			2
	基礎化学 I			2
基礎化学 II			2	
英語・ 日本語 基礎教育	英語	イングリッシュコミュニケーション I	2	
		イングリッシュコミュニケーション II	2	
		イングリッシュコミュニケーション III	2	
		イングリッシュコミュニケーション IV	2	
	英語留学研修			2
	TOEIC 演習			2
	アカデミック英語			2
	日本語	基礎日本語 I ※1	2	
基礎日本語 II ※1		2		
基礎日本語 III ※1		2		
基礎日本語 IV ※1		2		
共通	特殊講座			1・2

※1 留学生対象

・ 専門教育課程

分野	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門共通	フレッシュマンセミナー			2
	自動車工学			2
	機械製図基礎	2		
	機械製図応用	2		
	CAD基礎	2		
	工業力学Ⅰ	2		
	工業力学Ⅱ	2		
	情報処理応用			2
	電気工学概論			2
	機械要素設計Ⅰ	2		
	機械要素設計Ⅱ			2
	専門英語Ⅰ			2
	専門英語Ⅱ			2
	機械工学実験	2		
	設計工学演習			1
	機械工学 세미나	2		
	機械工学特別講義			2
ゼミナール	2			
卒業研究	8			
エネルギー工学	熱力学Ⅰ	2		
	熱力学Ⅱ			2
	伝熱工学			2
	熱機関			2
	流体力学Ⅰ	2		
	流体力学Ⅱ			2
	流体機械			2
流体力学Ⅲ			2	
材料工学	材料力学Ⅰ	2		
	材料力学Ⅱ			2
	材料力学Ⅲ			2
	機械材料学Ⅰ	2		
機械材料学Ⅱ			2	
機械力学・制御	機械力学Ⅰ	2		
	機械力学Ⅱ			2
	機構学			2
	メカトロニクス			2
	制御工学Ⅰ	2		
制御工学Ⅱ			2	
生産技術工学	機械工作実習	2		
	生産加工学Ⅰ	2		
	生産加工学Ⅱ			2
	生産システム			2
生産プロセス工学			2	
プロジェクト	ロボット製作			2
	コンピュータ援用設計		2	
	機械図面と加工		2	
	機械設計製図		2	
機械製作実習		2		

・ 教職課程関連科目

授業科目	単位数
教育原論	2
教職概論	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育課程論	1
総合的な学習の時間の指導法	2
特別活動論	1
教育方法論	2
進路指導・生徒指導論	2
教育相談の理論と方法	2
事前・事後指導	1
教育実習Ⅰ	2
教職実践演習	2
工業科教育法Ⅰ	2
工業科教育法Ⅱ	2
工業教育概論	2
職業指導Ⅰ	2
職業指導Ⅱ	2

別表Ⅱ

区 分		金 額	納 入 期 限
入学 検 定 料	一 般 入 学	円 30,000	願 書 提 出 日
	編 入 学	30,000	〃
	研 究 生	30,000	〃
	科 目 等 履 修 生	30,000	〃

別表Ⅲ

【工学部、情報学部】

(工学部 宇宙航空システム工学科専修課程 航空操縦学専攻を除く)

学年 入学年・期別		種別	一 般 学 納 金			計	納 入 期 限
			入学金	授業料	実 験 実 習 費		
一年次	H 31 年 度 入 学		円 220,000	円	円	円 220,000	入学手続 指 定 日
		前期		520,000	50,000	570,000	入学手続 指 定 日
		後期		520,000	50,000	570,000	H31. 9. 30
二 年 次 以 降	以 前 H 30 年 度 入 学	前期		520,000	50,000	570,000	H31. 4. 30
		後期		520,000	50,000	570,000	H31. 9. 30

注1 留年次生は入学年度に該当する一般学納金（入学金を除く）の半額とする。

注2 工学部宇宙航空システム工学科航空整備学専攻に在籍する3年次の学生の実験実習費は前期・後期ともに175,000円とする。

【工学部 宇宙航空システム工学科 航空操縦学専攻】

学年 入学年・期別		種別	一 般 学 納 金				計	納 入 期 限
			入学金	授業料	航空機維 持管理費	飛 行 実 習 費		
一年次	H 31 年 度 入 学		円 220,000	円	円	円	円 220,000	入学手続 指 定 日
		前期		520,000	600,000	0	1,120,000	入学手続 指 定 日
		後期		520,000	600,000	0	1,120,000	授業開始 5日前まで
二 年 次	H 入 30 年 度	前期		520,000	600,000	0	1,120,000	授業開始 5日前まで
		後期		520,000	600,000	2,500,000	3,620,000	授業開始 5日前まで
三 年 次	H 入 29 年 度	前期		520,000	600,000	1,600,000	2,720,000	授業開始 5日前まで
		後期		520,000	600,000	2,000,000	3,120,000	授業開始 5日前まで
四 年 次	H 入 28 年 度	前期		520,000	600,000	720,000	1,840,000	授業開始 5日前まで
		後期		520,000	600,000	0	1,120,000	授業開始 5日前まで

注1 留年次生は入学年度に該当する一般学納金（入学金、航空機維持管理費、飛行実習費を除く）の半額とする。

注2 規定のフライト時間を超過した場合は、飛行実習費（単発）20,000円/h、（双発）40,000円/hの追加費用が発生する。

【生物生命学部、芸術学部】

学年 入学年・期別		種別	一 般 学 納 金			計	納入期限
			入学金	授業料	実 験 実 習 費		
一年次	H 31 年度 入学		円 220,000	円	円	円 220,000	入学手続 指 定 日
		前期		520,000	105,000	625,000	入学手続 指 定 日
		後期		520,000	105,000	625,000	H31. 9. 30
二 年 次 以 降	以 前 H 30 年 度 入 学	前期		520,000	105,000	625,000	H31. 4. 30
		後期		520,000	105,000	625,000	H31. 9. 30

注1 留年次生は入学年度に該当する一般学納金（入学金を除く）の半額とする。

【薬学部】

学年 入学年・期別		種別	一 般 学 納 金		計	納入期限
			入学金	授業料		
一年次	H 31 年度 入学		円 400,000	円	円 400,000	入学手続 指 定 日
		前期		775,000	775,000	入学手続 指 定 日
		後期		775,000	775,000	H31. 9. 30
二、三、 四 年次	H 30、 29、 28 年 度 入 学	前期		940,000	940,000	H31. 4. 30
		後期		940,000	940,000	H31. 9. 30
五 年 次 以 降	以 前 H 27 年 度 入 学	前期		900,000	900,000	H31. 4. 30
		後期		900,000	900,000	H31. 9. 30

注1 留年次生は入学年度に該当する一般学納金（入学金を除く）の半額とする。

別表IV

区 分		工学部 情報学部 生物生命学部	芸術学部	薬学部	納入期限	附 記
研 究 生	入 学 金	円 30,000	円 30,000	円 50,000	許可された日から 1週間以内	本学卒業生は免除
	授 業 料	400,000	500,000	600,000	〃	本学卒業後引き続き 在学する場合は半額
科 目 等 履 修 生	入 学 金	30,000	30,000	50,000	〃	本学卒業生は免除
	授 業 料	1単位につき 25,000	1単位につき 30,000	1単位につき 35,000	〃	本学卒業生は半額
委 託 生	授 業 料	年間 400,000	年間 500,000	年間 600,000	〃	委託期間1年未満のものは月割計算とする

注1 科目等履修生において、教員免許を申請するための科目を受講するものは1単位につき25,000円とする（本学卒業生は半額）。